2019年度 証券ゼミナール大会

第5テーマ

日本における金融教育について

名古屋市立大学 臼杵ゼミナール 今泉班

目次

	はじめに	4
	第1章 金融教育の概要	5
	第1節 金融教育の定義	5
	第 2 節 金融リテラシーの定義	5
	第3節 金融教育の必要性	6
5	第4節 理想	9
	第 2 章 各段階で身につけるべきリテラシー	9
	第1節 小学・中学校段階において身につけるべき金融リテラシー	9
	第2節 高等教育段階において身につけるべき金融リテラシー1	0
	第3節 社会人段階において身につけるべき金融リテラシー1	1
	第4節 高齢者段階において身につけるべき金融リテラシー1	2
	第3章 金融教育の現状と課題10	6
10	第1節 日本における金融教育の現状と課題1	6
	第1項 義務教育段階1	6
	第2項 高等教育段階2	0
	第3項 社会人段階2	3
	第4項 高齢者段階2	6
	第2節 海外の金融教育の現状2	6
	第1項 アメリカの金融教育2	6
	第2項 イギリスの金融教育2	7
	第4章 金融教育の問題点28	8
	第1節 義務教育段階における問題点29	9
	第2節 高等教育段階における問題点3	1
	第3節 社会人段階における問題点3	4
15	第4節 高齢者段階における問題点3	7
	第 5 章 各段階における解決策の提案40	0
	第1節 義務教育段階における解決策4	0

第:	2 節	高等教育段階におけ	る解決策	
第:	3 節	社会人段階における	解決策	
第4	4 節	高齢者段階における	解決策	4
終わ	りに		•••••	4'
参考	文献	••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	49

はじめに

5

10

15

20

私たちは何かものを購入するとき、あるいは将来の人生設計をするときに必 ず「お金」のことを考える。「お金」は人間にとって必要不可欠なものであるの は間違いない。「お金を得る、使う、貯める、借りる」といった、「お金」に関 することを知り、いかにして正しい金銭感覚を養うか。社会の仕組みや機能を 理解し、収入を把握していかにして安定的な家計管理と生活設計を身に付ける か。金融商品やサービスの特徴やリスクを学び、いかにして主体的に正しく判 断できる力を身に付けるか。これらは人生において重要な能力となる。しかし このような「金融リテラシー」が世界と比べて日本人にはあまり身についてい ないというのが現状である。1996年に金融ビッグバンが起こったことをきっか けとして、日本では、2005年に政府と日銀が金融経済教育元年と位置付け、金 融経済教育に対しての取り組みを行ってきた。しかし現段階では国民の金融リ テラシーに対する認知度や重要度の理解ですら普及しているとは言い難い。バ ブル崩壊後の日本では、金融商品の多様化や確定拠出年金の普及などが進み、 「貯蓄から投資へ」とスローガンを掲げたのにもかかわらず、依然として、日 本の家計の金融資産構成比に占める預貯金の割合が 50%を超えたままである。 今こそ日本では、金融リテラシーの重要性を強く認知するべきである。

以下の本稿では、第1章で金融教育と金融リテラシーの定義、金融教育の必要性と金融教育後の理想形を述べる。第2章では「金融リテラシー・マップ」を参考にしながら、各段階で身につけるべき金融リテラシーを考え、第3章で金融教育の現状と課題、第4章で金融教育の問題点を挙げる。そして第5章で私たちが考える金融教育を普及させるための解決策を述べることにする。

第1章 金融教育の概要

本章では、金融教育の定義付けをした後、金融教育で身につける金融リテラシーの定義、金融教育がなぜ必要とされているのかを具体例を挙げて述べ、金融教育をした後に実現する理想を論じる

5 第1節 金融教育の定義

はじめに、論文テーマに含まれる「金融教育」について定義付けをする。

金融中央広報委員会は、「金融教育は、お金や金融の様々な働きを理解し、 それを通じて自分の暮らしや社会について深く考え、自分の生き方や価値観を 磨きながら、より豊かな生活やよりよい社会づくりに向けて、主体的に行動で きる態度を養う教育である」と定義付けをしている。

0ECD は、「金融消費者ないし投資家が、金融に関する自らの well - being(良い暮らし)を高めるために、金融商品、概念およびリスクに関する理解を深め、情報、教育ないし客観的な助言を通じて(金融に関する)リスクと取引・収益機会を認識し、情報に基づく意思決定を行い、どこに支援を求めるべきかを知り、

他の効果的な行動をとるための技術と自信を身につけるプロセス」と定義付けをしている。以上のことから我々は、「金融教育とは、金融リテラシーを身につけた上で、ライフプラン形成のために自ら学び、考え、判断し、行動する能力を身につける教育」と定義付ける。では、金融リテラシーとは、何なのであろうか。第2節で定義づけをしていく。

20

10

15

第2節 金融リテラシーの定義

0ECD は、金融リテラシーは「金融に関する健全な意思決定を行い、究極的には金融面での個人の良い暮らし(well-being)を達成するために必要な、金融に関する意識、知識、技術、態度及び行動の総体と定義付けている。

25 日本証券業協会は、「金融に関する知識や情報を正しく理解し、自らが主体的に判断することのできる能力であり、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていく上で欠かせない生活スキル」と定義付けている。以上のことから我々は、「金融リテラシーとは、良い暮らし(well-being)を送るための知識や判断能力」と定義付ける。

第3節 金融教育の必要性

金融は、わたしたちの生活とは切り離せないものである。金融広報中央委員 会は、金融リテラシーマップにおいて、何のために金融リテラシーを身につけ る必要があるのかという問いに対し、「国民一人ひとりが、より自立的で安心か つ豊かな生活を実現するため (金融広報中央委員会 金融リテラシーマップ 5 2014)」と回答している。安心できる生活を実現するためには、日常生活に存在 する不安要素を取り除く必要がある。では、わたしたちの生活にはどんな不安 要素が存在するのか。最近話題になったものでは、金融庁金融審議会から発表 された「市場ワーキング・グループ報告書『高齢社会における資産形成・管理』」 10 というレポートの「2000万円問題」がある。この 2000万円は、老後生活の不 足額の平均から導き出したものであり、年金を受給しているとしても老後の生 活には多くのお金が必要であることを示している。加えて、少子高齢化が原因 で若者の負担は今後増え続け、2010年には現役世代 2.8人で高齢者 1 人を支え ていたのだが、2030年には 1.8人に 1人になる予想であり、医療費の負担額の 増加や年金受給年齢の引き上げ、受給額の減額というお金についての不安は後 15 を絶たなくなるだろう。下の図は、金融広報中央委員会が実施した全世帯を対 象に老後の生活を心配する理由の調査結果である。

20

25

図表 1-1 老後の生活を心配する理由

	が十	十退	十年	考こほ生	し準な現	見収再	見生家	見マ	期こ	そ
	分	分職	分金	えとど話 えとよの	て備く在	込入就	込 活賃	ムイ 込 _ホ	待 も 1	
	ななな	戦で	金で	が物見	(/)	みが職	~ ゛がの	みし	でな	
		は一	はや	あ二連	い な い か (貯 蕃 な い を 後 に 備	がなる。		が か な 取	きどか	
	い金	な時	な保	れがし り上が る個とな	な一後に	7£ E	2 昇	を な _取	か なら	の
	かっ	V	V	る得昇たかる	いな備り	いらに	るなに	い得	いの	
	"資	か 金	か か	かるすな	かどえり	かれよ	る な かるよ	かき	が	
	ら産	らが	らが	らとるい	ら~てが	らるり	らとり	らる	らが	他
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	(全世帯)									
1997年	72.7	28.1	64.3	29.0	36.8	15.1	3.2	3.5	16.0	6.0
1998年	72.8	25.8	67.5	24.0	37.0	16.6	2.9	3.3	16.3	5.3
1999年	72.8	28.2	67.3	20.5	37.5	16.3	3.0	3.9	18.2	6.4
2000年	72.2	27.2	69.4	19.7	39.3	15.5	2.5	3.1	17.8	6.9
2001年	75.6	28.9	67.0	19.9	45.2	19.1	3.5	3.7	20.4	6.8
2002年	72.6	25.5	66.5	18.7	44.0	17.8	2.6	3.0	19.2	6.6
2003年	71.9	28.4	72.2	19.8	42.2	20.0	2.7	3.2	20.5	2.8
2004年	73.0	24.8	68.5	18.0	42.2	14.8	2.0	3.1	17.3	6.2
2005年	71.5	24.7	69.1	19.4	40.3	14.1	2.5	3.1	18.3	6.2
2006年	75.1	26.1	74.1	22.0	42.7	14.7	2.0	3.0	16.5	6.4
2007年	75.0	28.3	71.0	26.7	42.0	16.2	2.4	3.1	17.7	7.8
2008年	74.4	26.9	71.7	45.8	41.7	13.7	2.6	3.1	18.1	6.6
2009年	75.6	27.8	71.7	24.9	43.3	15.7	2.4	3.2	18.9	7.2
2010年	75.9	27.9	70.1	22.6	44.1	16.6	3.0	3.8	18.6	7.7
2011年	70.6	27.9	74.4	25.5	42.9	15.9	2.2	3.1	17.8	7.2
2012年	70.4	26.8	73.4	24.7	42.0	14.9	1.8	3.2	17.6	7.9
2013年	69.6	27.9	73.7	24.6	42.0	14.4	2.7	3.7	17.7	7.3
2014年	70.5	27.0	74.9	27.2	41.4	12.3	2.3	3.4	17.1	7.2
2015年	69.5	27.0	72.5	27.0	41.4	11.5	2.3	2.8	18.1	7.9
2016年	69.9	27.2	73.4	25.2	40.9	12.2	1.9	3.4	18.3	8.0
2017年	69.6	28.3	72.7	22.5	39.1	12.0	2.3	3.4	16.7	7.5
2018年	69.0	26.0	72.6	22.3	37.0	11.3	2.2	2.6	18.0	8.0

5 金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査〔二世帯以上調査〕」 (平成30年)より作成

図表 1-1 より、1990 年代から変わらず現代も「十分な金融資産がないから」、「年金や保険が十分でないから」という理由で老後の生活を心配する割合が多 く、約 7 割の人がこの回答をしている。この 2 つの項目について 2011 年以降を見てみると、「十分な金融資産がないから」を「年金や保険が十分でないから」が上回った。つまり、十分な金融資産保有していないことよりも医療や年金に対する不安がますます高くなっているということである。社会保障制度の変化は、少子高齢化の進行に伴って社会保障を受ける待遇は悪化することが予想さ

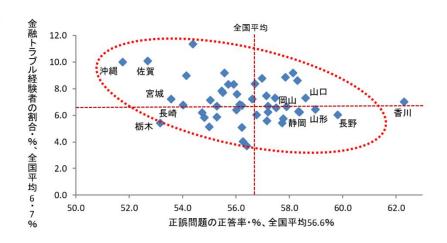
れるので、老後のための資金貯蓄がより重要になってくる。そのため、老後生活でどのくらいの資金が必要で、その資金をどう補うかを考えなければならない。金融リテラシーが身につけば、お金について考える機会が増え、より自身のライフプラン形成について考えるようになるだろう。

他にもお金に関する問題として、金融トラブルがある。近年では、金融商品自体の多様化やインターネットの普及による販売ツールの多様化によって、仕組みが複雑化しているので、トラブルに繋がることもあるようだ。下の分布図は、金融リテラシー調査 2019 の金融リテラシーに関する正答率と金融トラブル経験者の割合を都道府県ごとに分布図にしたものである。

図表 1-2 正答率と金融トラブル経験者の割合の関係

5

10



15 金融広報中央委員会 「金融リテラシー調査 (2019年)」より引用

図表 1-2 より、正答率の低い都道府県ほど、金融トラブル経験者の割合が高い傾向があることが分かる。つまり、金融リテラシーを身につけることができれば、金融トラブルに巻き込まれることは減らすことができる。

20 以上で述べたようにお金に関する問題は様々である。これらの問題を解決するためには、金融リテラシーが必要であり、金融リテラシーを身につけるための教育が必要である。次節では、金融教育を実施した際の理想像を述べる。

第4節 理想

10

25

30

第3節で述べたように少子高齢化が深刻な現代では、特に老後の生活が厳しくなると予想される。また、超低金利により預貯金だけでは資産を増やすことができないという状況である。したがって、投資を行って金融資産を増やすという手段を考える必要がある。また、金融トラブルに対しても金融リテラシーがあると、調査結果にあるようにトラブルに巻き込まれることが減る。金融教育を受け、金融についての知識つまり金融リテラシーを身につけることで、自らの資産を増やすだけでなく、守ることもできるようになるのである。これによって、経済的に豊かになり、生涯余裕のある暮らしを実現することができ、また、安心して暮らすことができる。つまり、金融教育による金融リテラシーの向上は、良い暮らしつまりwell-beingの獲得に繋がるのである。次章では、金融教育において、身につけるべき金融リテラシーを各段階に分けて論じる。

15 第2章 各段階で身につけるべきリテラシー

前章では、金融教育と金融リテラシーの定義づけを行い、金融教育の必要性 について説いたが、金融教育の在り方を考えるうえでは理想の金融リテラシー について考える必要がある。

本章では、金融広報中央委員会が発表している金融リテラシー・マップを参 20 考に、人生を義務教育段階・高等教育段階・社会人段階・高齢者段階の 4 段階 に分けたうえで、それぞれの段階において身につけておくべき金融リテラシー の理想について論じる。第 4 節の最後には、それらをまとめ一覧にして示した。 第 1 節 小学・中学校段階において身につけるべき金融リテラシー

小学校段階は、お金にかかわることで徐々に経験や知識、技能を身につける 段階である。お小遣いやお年玉をもらう機会も増え、目的や価格を考慮したう えで欲しいものと必要なものを区別し、お金の使い方を知っていくことで、社 会の中で生きていく力の基盤を形成していくのが望ましい。お小遣いやお年玉 だけでなく、お手伝いやおつかいなどの社会でいう勤労で得ることのできたお 金の大切さを実感したり、そのお金を貯蓄したりする態度を身につけることも 大切である。 また、子供同士でのお金の貸し借りを避けるなど、小学生が巻き込まれうる 金融トラブルの実態について理解を深めるとともに、トラブルに巻き込まれた 際や、お金で困ったことがあれば身近な人に相談するなどの習慣を小学生のよ うな早い段階から身につけておくことが望ましい。

5 中学校段階は、小学校に引き続きお金にかかわりながら基盤を作っていく段階である。小学校で身につけた金融リテラシーをさらにレベルアップさせながら、学校活動等を利用して収支管理を実践し、働くことに関心を深めながら生活設計を行ってみることが望ましいと考えられる。

それに加え、金融分野の学習にも手を付けていくのがよいと思われる。お金 10 や金融・経済の基本的な役割を理解するとともに、期間と金利の関係を知り、 複利の計算などを理解することが望ましい。これらを通して将来の自立に向け た基本的な力を養うことが理想とされる。

以上のことから義務教育の段階では、お金に触れ、身のまわりの体験や学校での活動などをもとに「社会で生きるための基礎的な能力の形成」が理想とされる。

第2節 高等教育段階において身につけるべき金融リテラシー

15

20

高等教育段階は、社会人として自立するための基礎的能力を養うとともに、 応用的能力も身につける段階である。中学校段階で行った生活設計よりももっ と深く踏み込み、自分の職業選択、それに伴う収支を関連付けながら現実的な イメージを描いておくのが望ましい。また、2022 年から民法上における成人年 齢が 18 歳に引き下げられるに従い、より一層成人を迎えるこの段階で身につ けておくリテラシーにも重きを置かなければならない。そういった点も踏まえ 身につけるべき金融リテラシーを考えていく。

25 近年ではスマートフォンの普及が進み、インターネット上の取引が盛んになってきている中、それに伴う金融トラブルも増えてきている。スマホを持ち始めるこの段階でそういった金融トラブルを学び、適切に行動することが求められる。

また、義務教育段階とは異なり、アルバイトなどによる収入も増え、消費の 30 機会が多くなる段階である。欲しいものと必要なものの区別だけで消費行動を するのではなく、自ら情報を収集し、それらを比較検討したうえで適切な消費 行動をできることが望まれる。これと同時に、稼いだお金を貯蓄する機会も増 えることになる。こういった時期に、少額であっても定期的に貯蓄・運用し続 けることが将来の備えとして有益であることを理解しておくことが大切である。

しかし実際は貯蓄運用の必要性だけを理解させるのではなく、必要性を理解たうえで実際に行動できるほどの最低限度の知識を得る必要がある。そのためには預金・株式・債券・保険等の基本的な金融商品の特徴、リスクとリターンの関係、期間と金利の関係を理解し、金融経済情勢を踏まえたうえで自己責任の下で運用する必要があることを理解できるのが理想と考えられる。

5

25

30

10 このように高等教育段階では、ライフプランの設定を通してそれに合わせて 経験や知識を蓄え、「社会人として自立するための能力を確立する」ことが理想 とされる。

第3節 社会人段階において身につけるべき金融リテラシー

15 社会人段階は、社会人として自立し、本格的な責任を担う段階である。家庭を持ち、それを担う立場として収支管理をしつつ、資産負債を把握管理し、必要に応じて収支の改善を図るなど、資産負債のバランス改善を行えるようになっていることが望まれる。

家庭を持ち、車や家の購入など人生における大きな支出も増える。それに伴 20 い、ローンやクレジットなどの利用も多くなる可能性がある。そのため、それ らの特徴をよく理解しておくことに加え、手数料・金利を考慮したうえで自分 の返済能力に応じた借り入れが大切になってくる。

また、給与の増加により本格的に資金運用を始めるにあたり、高等教育段階 までに得てきたリテラシーに加え、より実践的なものも習得することが望まれ る。長期投資や分散投資のメリットを理解し、リスクとリターンの関係を踏ま え、求めるリターンと許容できるリスクを把握していることが望ましい。

更には、身のまわりの不測の事態も増えてくるような年齢になっていくにつれ、保険商品活用も重要になってくる。備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討、選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しをすることができることが大切である。また、損害保険や生命保険な

どの主な保険の理解、活用の仕方なども抑えておく必要がある。

5

10

25

30

これらに加え、家庭を持ち子供ができた際、その子供にお金の大切さを日常的に指導したり、お小遣いの与え方の工夫や、携帯使用料などの見えない支出を子供に示したりすることなどを通じて、家計の存在とお金の管理の重要性を子供に理解させることが望まれる。

以上のように社会人段階では多くのライフイベントが発生し、それに伴う金銭の出入りが起こるため、その時々で適切な対応が求められる。そのための資金運用や借入、保険をどれだけ正しく上手に扱えるかが大事となってくる。そのため、様々なライフイベントに応じた資金・資産運用ができることが社会人段階において望ましいといえる。また、それを次の世代に適切に伝えていき、世代間で金融リテラシーを紡いでいくことが望ましいと考えられる。

第4節 高齢者段階において身につけるべき金融リテラシー

高齢者段階は、年金収入や金融資産の取り崩しが生活費の主な源となる段階である。第1章でも触れた2000万問題も、この段階の生活に関係があり、現在多くの注目がこの段階に注がれているであろう。そこで必要となってくるのが金融リテラシーである。年金だけでは生活資金が足りないという現状においては、いかに減らさないか、そしていかに増やすかが重要になってきている。では高齢者段階ではどのようなリテラシーを保持しているのが望ましいのだろうか。

高齢者段階では、これまで貯めてきた貯蓄と年金でやりくりをする必要があり、それをできるだけ減らさないようにやりくりしなければならないが、消費者庁の発表する消費者白書(2019)では、近年高齢者の消費者生活相談が増加している、と発表している。投資勧誘トラブルも多く相談されており、各自でこれらへの適切な対処が求められる。自ら理解できない投資はしないといったことや、ローリスクハイリターンをうたう金融商品には疑いを持つことなどが望まれる。

また、金融商品を利用するにあたり、外部の知見を適切に活用でき、自ら判断するうえで必要となる情報の内容や、相談しアドバイスを求められる適切で中立的な機関・専門家等を把握していることが求められる。 他にも、同節では

デジタル分野に関するトラブルも増えてきていることにも触れている。これは 近年発達するデジタル機器や技術についていけず、言われるがまま従ってトラ ブルになることが考えられる。そういったトラブルを減らすため、移り行く時 代・情勢に対応した知識を保持する必要がある。

5 また、金融資産の取り崩しで生活をするため、適切な計画・管理が必要となってくる。取り崩して生活費に充てる場合、それがどの程度の期間の生活費に相当するかを把握しなければならない。同時に、受給している年金額を把握しておき、その範囲内で支出を行えるライフサイクルを送る必要がある。収支管理が困難になった場合に備えておく必要もある。その際は、家族や公的な機関に助力を得るなど、対策を検討し、準備・実行できることが望ましい。 保険に関しても、高齢期における保険加入の必要性や有効性を理解したうえで、 加入の際は、必要に応じて家族や周りの人に相談することができることが理想である。

以上のように、高齢者段階では自分が描いたリタイア後のライフプランを送 15 れるように、資産を守り、堅実に行動し、トラブルに巻き込まれないような知 識を身につけることが大切である。

図表 2-1 各段階で身につけるべき金融リテラシー

	Ę	9 階	身につけるべき金融リテラシー
		お金にかか	1) 目的や価格を考慮したうえで欲しいものと必
義		わることで	要なものを区別
務教育	小学	徐々に経験	2) お金の大切さを知り、貯蓄の習慣をつける
育段	生	や知識、技能	3) お金の貸し借りを避け、金融トラブルの実態
階		を身につけ	を知る
		る段階	4) 身近な人に相談をする習慣づけ

	中学生	お金にかか わりながら 基盤を作っ ていく段階	 学校活動等を利用した収支管理の実践 働くことに関心を持ち、生活設計をしてみる お金・金融・経済の役割を知る 期間と金利の関係を知り、複利の計算を理解する
			1) 自分の職業選択、それに伴う収支を関連付け
			ながら現実的な生活設計ができる
			2) インターネット上の金融トラブルを学び、適
		社会人とし	切に行動ができる
		て自立する	3) 消費の際、自ら情報収集をし、それらを比較
信	高	ための基礎	検討して適切な消費行動ができる
等	· 等 数	的能力を養	4) 少額でも定期的に貯蓄・運用し続けるのが有
育	育	うとともに、	益であることを理解する
js.		応用的能力	5) 預金・株式・債権・保険等の基本的な金融商
		も身につけ	品の特徴を理解する
		る段階	6) リスクとリターンの関係、期間と金利の関係
			を理解する
			7) 投資は金融経済情勢を踏まえたうえで、自己
			責任の下で運用する必要があることを理解する

		1) 収支管理をしつつ、資産負債を把握管理し、
		収支・資産負債のバランス改善を行うことができ
		3
		2) ローンやクレジットの特徴を理解し、手数料・
社	社会人とし	金利を考慮したうえで返済能力に応じた借り入れ
会	て自立し、本	ができる
人段	格的な責任	3) 長期投資や分散投資のメリットを理解し、求
階	を担う段階	 めるリターンと許容できるリスクを把握している
		 4) 適切な保険商品を検討・選択でき、身のまわ
		りの変化に応じて保険の見直しができる
		5) 家計の存在とお金の管理の重要性を子どもに
		理解させられる
		1) 自ら理解できない投資やローリスクハイリタ
		ーンをうたう金融商品は避ける
		2) 外部の知見を活用でき、アドバイスを求める
		ことができる適切で中立的な機関・専門家等を把
	年金収入や	握している
	金融資産の	3) 移り行く時代・情勢に対応した知識を保持し
高齢	取り崩しが	ている
者	生活費の主	4) 金融資産を取り崩す場合、それを使ってどの
段 階		程度の期間生活できるかを把握している
	な源となる	5) 受給している年金額を把握し、その範囲内で
	段階	のライフサイクルを送る
		6) 家族や公的な機関に助力を得るなど、対策を
		 検討し、準備・実行できる
		7) 高齢期における保険加入の必要性や有効性を
		理解している

金融広報中央委員会(2016)「金融リテラシー・マップ」を参考に作成

本章では人生の各段階で身につけるべき金融リテラシーの理想についてまとめた。しかしこれらはあくまで理想であり、現状これらがすべて達成されているわけではない。実際には第4節でも述べたように金融トラブルは近年増加傾向であり、金融教育はあまり普及しているとはいいがたい状況である。社会に出てからは更に金融教育を受ける機会が減ってしまう。次章ではそのような金融教育の現状と課題について、日本と諸外国に分け、それぞれを分析し論じる。

第3章 金融教育の現状と課題

10 前章では各段階において身につけるべき金融リテラシーについて述べたが、 身につけるためには金融教育が必要不可欠である。この章では、日本や海外に おける金融教育の現状や課題を述べていく。

第1節 日本における金融教育の現状と課題

15 この節では義務教育段階、高校・大学段階、社会人段階、高齢者段階に分けて、 日本における金融教育の現状と課題を把握する。

第1項 義務教育段階

年3月31日に新しく公示された。

20

25

義務教育段階の金融教育は文部科学省が出している学習指導要領に基づいて 行われているのが基本である。金融教育と関わりの深い「社会」「生活」「公民」 「道徳」「特別活動」の授業で金融教育を取り扱っている。学習指導要領は 2017

新学習指導要領に示されている主な内容としては以下のとおりである。

図表 3-1 小学校の新学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容

社会科 ・販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること ・社会生活を営む上で大切な法やきまり 家庭科 ・買い物の仕組み、売買契約の基礎

	・物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること
	・物や金銭の大切さ、計画的な使い方について理解すること
	・身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること
	・自分の生活と身近な環境との関わりや物の使い方などを考え、工
	夫すること
道徳	・節度を守り節制に心掛けること
	・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権
	利を大切にし、義務を果たすこと

文部科学省(2018)「文部科学省における消費者教育の取組について」 より作成

5 図表 3-2 中学校の新学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容

社会科	・社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割、法
(公民的分野)	の意義
	・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任に
	ついて理解すること
	・金融などの仕組みや働きを理解すること
	・市場の働きと経済に関連して、希少性に着目すること
	・個人や企業の経済活動における役割と責任
	・消費者の保護と、それらの意義を理解すること
	・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政
技術・家庭科	・購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要
(家庭分野)	性、クレジットなどの三者間契約
	・売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応
	・物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入につ
	いて考え、工夫すること
	・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が

	環境や社会に及ぼす影響を理解すること
	・自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫す
	ること
	・環境に配慮した消費生活を考え、実践できること
道徳	・節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする
	こと
	・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るととも
	に、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切
	にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努
	めること

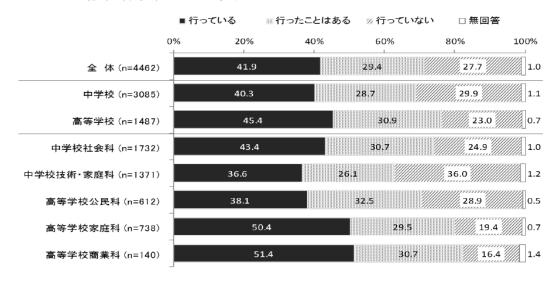
文部科学省(2018)「文部科学省における消費者教育の取組について」より作成

図表 3-1、図表 3-2 を見ると、義務教育段階では消費者として正しい知識を 5 身につけた上で責任を持った行動ができるようになることが目標とされてい る。

他の取り組みとしては、各県の金融広報委員会が地域や学校等における講座、講習会、セミナーなどを開催することや、学校等の教育現場や家庭での学習・指導に活用できる教材、資料、実践事例集、ビデオ等を作成して配布することをしている。また野村グループでは小学生向けに「まなぼう教室」、中学生向けに「投資って何?」「Nomura ビジネス・チャレンジ」と題して、社員が無償で出張授業をするという取り組みも行っている。

しかし、これらの取り組みが全国どこでも行われているかといえばそうではない。学校側が要請しない限り、このような金融教育が行われることはないのだ。その要因としては、時間的余裕がない、カリキュラムの内容をこなすことで精一杯といった、各教科の中で金融教育に位置づけられている現状以上に金融教育を行う余裕がないことや、金融教育の内容を生徒に理解させることが難しいことなどが挙げられる。図 3-3 では中学校における金融教育の実施状況の割合を、図 3-4 では中学校における金融教育の必要性の割合を示している。

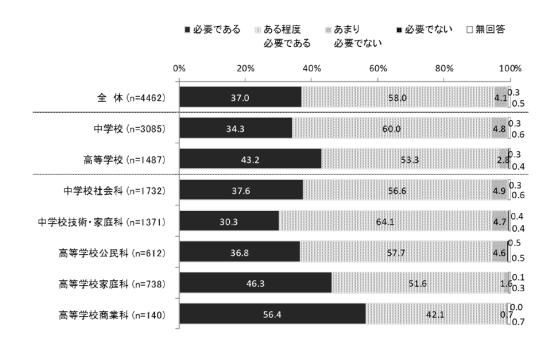
図表 3-3 金融経済教育の実施状況



日本証券業協会(2014)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報 5 告書」より引用

図表 3-4 金融経済教育の必要性

10



日本証券業協会(2014)「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告書」より引用

中学校で金融教育を行っている、あるいは行ったことがあるという回答をしたのが 69%、金融教育を必要である、あるいはある程度必要であるという回答をしたのが 94.3%であることが分かる。つまり金融教育を必要としているにもかかわらず、実際に行うことができていないというのが現状である。よって義務教育段階においては、金融教育を行うことができるような環境づくりをすることが課題であるといえる。

第2項 高等教育段階

10 まず高校生における金融教育だが、こちらも文部科学省が出している学習 指導要領に基づいて行われている。また高校でも新学習指導要領が 2018 年 3 月 30 日に公示された。

新学習指導要領に示されている内容は以下のとおりである。

15 図表 3-5 高校の新学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容

公民科	・多様な契約及び消費者の権利と責任、私法に関する基本的
(公共)	な考え方
	・財政及び租税の役割、市場経済の機能と限界、金融の働き
	・活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必
	要であること
	・金融を通した経済活動の活性化
公民科	・経済活動と市場、経済主体と経済循環
(政治・経済)	・財政の働きと仕組み及び租税などの意義、金融の働きと仕
	組み
	・市場経済の機能と限界、消費者に関する問題
家庭科	・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の
(家庭基礎)	現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、
	消費者保護の仕組みについて理解すること

・多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題

・自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察 し、工夫すること

家庭科

(家庭総合)

- ・生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- ・キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点
- ・消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や責任 ある消費の重要性について理解を深めること
- ・消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解すること
- ・契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めること
- ・多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること

文部科学省(2018)「文部科学省における消費者教育の取組について」より筆者 作成

5 図表 3-5 を見ると、「公共」という科目が新しく制定されたことが分かる。 ここで消費者としての行動のあり方を学びつつ、金融を通した経済活動につい て学ぶことになっている。また現在進められているキャッシュレス社会に対応 するための足掛かりを学ぶのも高校の時であるようだ。高校では義務教育段階 よりも金融についてより深く触れている。義務教育段階で学んだ消費者として の正しい知識を活用できるようになるための教育をすることになっている。

他の取り組みとしては金融庁がパソコンソフトを作成して提供している。あるいは全国各地の財務局が講師派遣をして、講演会や説明会を行っている。ま

た三井住友銀行では、「ファイナンス・パーク」への協力を行っている。ファイナンス・パークとは金融・通信・レストラン・スーパーなど、さまざまな業種の協賛企業が、専用施設に実際の店舗を模したブースを出店している架空の町のことであり、経済的な思考を養うことができるようにしている。

5 しかし高校段階においても十分な金融教育が行われているとは言えない状況である。先ほど示した図表 3-3 と図表 3-4 を見てほしい。高校で金融教育を行っている、あるいは行ったことがあるという回答をしたのが 76.3%、金融教育を必要である、あるいはある程度必要であるという回答をしたのが 96.5%であることが分かる。中学校に比べると少し比率が上がったものの全員が金融教育を受けることができていないというのが現状だ。高校においては大学受験あるいは就職のために時間を割かなければならないため、金融教育をやっている時間がないという現状がある。よって高校段階においては新設された「公共」の授業をいかに金融教育につなげていけるかが課題であるといえる。

大学段階においては、金融教育のサポートをすることのできる最後の場であると考えられている。しかしビザ・ワールドワイドが 2012 年 3 月に「金融教育および金融分野に関する情報や知識に関する意識や実態」に関する調査を行ったところ、日米の大学生で大きな差があることが分かった。小学校・中学校・高校で金融教育を受けたと答えた大学生は、日本で 34.7%だったのに対し、アメリカでは 72.2%と約 2 倍であった。また金融教育の経験者に対して、20 金融教育の内容が役に立っているかを聞いたところ、肯定した割合は日本では34.6%だったのに対し、アメリカは 69.4%であった。また日本の大学生は、自分の生活設計のための行動を起こしていない、1 か月の収支管理が甘い、生活設計で最も重要な必要資金のプランニングが短・中・長期のいずれも低いという現状があり、この 3 つの状態が続いているため、ライフ・プランニングを大学生のうちから適切に行える人が少ないと私たちは考える。

そこで文部科学省は、大学等及び社会教育における消費者教育の指針を 2011 年 3 月 30 日に制定した。消費者教育の目的及び戦略を明確にするとともに、 大学等及び社会教育における消費者教育の方向性について提示した。明治大学 では学生相談室による啓発及び法律相談を行ったり、三重大学では替え歌等の 能動的要素を加えた授業を行ったりしている。また金融庁は金融広報中央委員

会会長、事務局員、都道府県金融広報委員会関係者、金融広報アドバイザーなどが大学に出向いて講義をするようにしている。しかしこれは一部の大学での実施にとどまっているため、全国の大学で普及させるのと同時に、大学で受けた金融教育を社会人以降で生かせるようにすることが課題であるといえる。

5

10

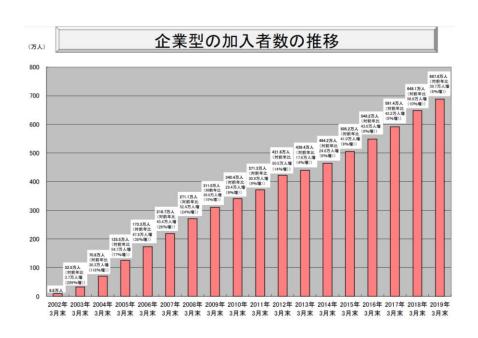
15

20

第3項 社会人段階

社会人段階では金融教育の重要な一部として投資家教育がある。すなわち、 投資をする人を増やし、投資知識を増やすための取り組みが行われている。特 に確定拠出年金加入者に対して投資教育を充実させようとする動きがみられ る。確定拠出年金とは、銀行などの運営管理機関が提示する金融商品を加入者 が選択し、月々の拠出金を運用していくことで、将来受給する年金を確保して いく仕組みであり、企業型と個人型の2種類がある。従来の年金制度との大き な違いは年金受給額が人によって異なることだ。年金資金運用のプラン、コー スを自分で選択、指図することができる。これまでの企業年金と違い、転職の 際にも移管が可能だが、年金資金の運用結果は加入者自身の自己責任となるの が特徴だ。そして社員の自立意識を高めることにつながり、経済・投資等への 関心が高まると考えられている。運用が好調であれば年金額が増え、年金資産 が加入者ごとに管理されるため、各加入者が常に残高を把握できる。一定の要 件を満たせば、離転職に際して年金資産の持ち運びが可能になる。企業にとっ ては、掛金の追加負担が生じないので、将来の掛金負担の予測が容易である。 また、これまでの確定給付型のような掛金を算定するための複雑な数理計算が 不要であり、拠出限度額の範囲で掛金が税控除されることとなる。加入者数は 2種類とも増加している(図 3-6、図 3-7参照)が、日本における労働者が 5000 万人程度いることを考えるとまだまだ普及していないといえる。

図表 3-6 企業型拠出年金の加入者数の推移



厚生労働省(2019) 「確定拠出年金制度 規約数の推移」より引用

図表 3-7 個人型拠出年金の加入者数の推移

iDeCo(個人型)の加入者数の推移 (万人) 140 120 ■2号加入者 ■1号加入者

5

10

厚生労働省(2019) 「確定拠出年金制度 規約数の推移」より引用

5

10

15

20

一方で加入することで、原則 60 歳までに途中引き出しができないため、退職金の代わりにはならない。投資リスクを各加入者が負うことになるため、運用が不調であれば年金受給額が減ってしまう可能性がある。そのため老後に受け取る年金額が事前に確定しない。そして適切な運用をするために一定の知識が必要とされる。勤続期間が 3 年未満の場合には、資産の持ち運びができない可能性もある。加入者ごとに記録の管理が必要になるため、管理コストが高くなりやすいというデメリットも存在する。これらをふまえると確定拠出年金を正しく活用するには、金融リテラシーが必要不可欠であるといえる。

また NISA・つみたて NISA といった税額控除の制度を用いて、投資をする人々を増やそうともしている。 NISA は、2014 年 1 月から始まった制度で、少額からの投資を行う人向けの非課税制度である。例えば投資信託に投資した場合、「普通分配金」と売却時の「譲渡益」が非課税になる。NISA の新規投資額は年間 120 万円で最長 5 年間非課税になる。つみたて NISA は、2018 年 1 月から始まった制度で、つみたて NISA とは、特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度である。つみたて NISA の対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託 (ETF) に限定されており、投資初心者をはじめ幅広い年代の方にとって利用しやすい仕組みとなっている。一定の投資信託への投資から得られる分配金や譲渡益が非課税対象になる。つみたて NISA の新規投資額は年間 40 万円で最長 20 年間非課税になる。次に示すのは NISA の総口座数と買付額の推移を表したものである。

25 図表 3-8 NISA (一般・つみたて) 口座数及び買付額の推移



(注) 平成30年3月末以降の口座数及び買付額は、同年1月のつみたてNISA開始に伴い、一般NISAとつみたてNISAの合計値を表示。

金融庁(2018) 「NISA (一般・つみたて) の現状」より引用

図表 3-8 を見ると、NISA の口座数は年々増えているものの日本の人口を考えると少ないといえる。また買付額も徐々に増えてきているといえるが、全体として投資制度を活用できている人は少ない。よって社会人段階においては、投資制度を活用する人を増やすことが課題であるといえる。

第4項 高齢者段階

5

高齢者段階においては学校段階に比べると金融教育を受ける場が少ないのが現状だ。金融庁が教材やパンフレット等の作成をし、配布しているのが主な取り組みである。しかし 2035 年には有価証券保有者のうち 70 歳以上の割合が 50%以上となり、65 歳以上の認知症患者の割合も最大で 3 人に 1 人となる可能性がある。認知能力が低下してしまうと、正しい判断ができなくなってしまう。また高齢者は仕事を退職し、年金のみで生活している人も少なくない。よって高齢者段階においては、認知能力が低下したときでも金融資産を自分の生活でいかにうまく使うことができるかが課題であるといえる。

第2節 海外の金融教育の現状

20 第1項 アメリカの金融教育

2001 年に連邦政府が基礎学力向上を推進することを目的に教育改革法を成立させ、金融教育を特別奨励分野の1つに指定した。また2003 年に連邦議会が金融リテラシー及び教育改善法を制定し、金融リテラシー教育委員会を設立した。政府は他にも経済教育法を成立させ、金融教育を推進するNPOに対し、

年間 150 万ドルの補助金の付与を可能とした。

5

10

15

20

30

財務省は 2002 年 5 月に全てのアメリカ人が個人金融管理の全ての分野で、特に貯蓄やクレジットカード管理、住宅保有、退職計画について、より賢い選択をする手助けとなる金融教育教材へのアクセスを促進する活動を行う「金融教育室」を立ち上げた。

FRB は経済教育、金融教育のための専用ホームページを開設し、高校生、大学生、一般人向けの教材提供を行っている。

一方民間機関の取り組みでは NPO 機関が積極的な活動を行っている。その中心となる機関がジャンプスタート連盟(Jump\$tart Coalition for Personal Financial Literacy; Jump\$tart)と全米経済教育協議会(National Council on Economic Education; NCEE) である。

Jump\$tart は 1995 年に設立されたがその背景にあったのは、教育カリキュラム標準化運動に伴う金融教育の取り組みの後退、金融教育プログラムを提供している NPO の間で、情報共有や連携などの努力が行われていない、などの当時の状況に危機感を覚えた関係者が数多くいたことである。活動としては、金融教育に関する全国基準を作成しているほか、加盟団体が作成した約 800 に及ぶ金融教育に関連するウェブ・コンテンツを集約化して紹介する、いわゆるクリアニング・ハウス機能を提供している。

NCEE は幼稚園児から高校生までを対象に経済リテラシーを高めることを目的にした非営利組織であり、現在は米国経済教育協議会(Council for Economic Education; CEE)として活動をしている。NCEE の教科書「Financial Fitness for Life」では、「所得」、「支払いとクレジット」、「金銭管理」、「貯蓄と投資」などをテーマに実践的な教育を行っている。

アメリカの金融教育に関しては、公的機関が制度や法律を整えて、NPO機関 が教育の提供をしていることが分かった。

第2項 イギリスの金融教育

教育技能省では、1988 年教育改革法によって、大幅な教育改革を行い、義務教育課程の公立学校に適用されるナショナル・カリキュラムを 2000 年から導入した。イギリスにおいては義務教育が $5\sim16$ 歳の 11 年間とされていて、それを $Key\ Stages\ (以下\ KS)$ と呼ばれる $\lceil KS1 \rfloor$ $(5\sim7$ 歳)、 $\lceil KS2 \rfloor$ $(7\sim11$ 歳)、 $\lceil KS3 \rfloor$

(11~14歳)、「KS4」(14~16歳)に分けている。ナショナル・カリキュラムでは 2002年8月より、KS3とKS4においてシチズンシップを必修教科にし、金融教育を受けさせる機会を作っている。教育関連であると、主に青少年を対象とする学校における金融教育の支援を目的に活動している NPO 団体である「Personal Finance Education Group」(以下 Pfeg)が 2000年に設立された。教育政策や教育実践への関与、お金に関わる内容を教える教育関係者への支援(教員養成の支援も含む)、実践に役立つ教材資料の提供を行っている。

日本でいうところの金融庁の役割を果たす金融サービス機構 (Financial Service Authority; FSA) が果たしてきた役割も大きい。FSA によって「金融能力国家戦略」が推進され、2010 年に新たにその金融教育機能が「消費者金融教育団体」(Consumer Financial Education Body; CFEB)として独立し、新設された。翌 2011 年 4 月機関名を改称したのが、「Money Advice Service」(以下 MAS)である。MAS はイギリス国民に対して金融に関する情報、教育、アドバイスを提供する機関である。金銭管理のアドバイスを中立公正に行うことを目的とし、政府が設置した独立サービス機関であるのが特徴だ。

「Citizens Advice」(以下 CA)の存在も忘れてはならない。CA は 1939 年に設立され、無料で市民に負債や雇用、住宅などに関する相談業務や情報提供を行う NPO 組織である。CA の金融教育は「Financial Capability」という事業名で実施しており、消費者の権利拡大に向けた助言と教育、負債管理や資金管理の助言の内容を中心に主に出前講座を実施している。

イギリスの金融教育は公的機関が主導しつつ、NPO 団体も金融教育をするために様々な方法で取り組んでいることが分かる。

第4章 金融教育の問題点

25 前章で述べたように、日本では各ライフステージにおいて、様々な形での金融教育拡充の施策がとられていることが分かった。しかし現状日本は世界的に「金融後進国」と呼ばれ、金融リテラシーが十分に身に付いているとは言えない状況である。それを示すのが図表 4-1、4-2 の 2019 年 3 月に金融広報中央委員会が実施した「金融リテラシー調査」の調査結果だ。

5

10

15

図表 4-1 アメリカとの比較 (%) 図表 4-2 イギリスとの比較 (%)

	日本(A)	米国(B)	差異(A-B)		日本	英国
18~34歳	34	43	▲ 10	知識(正答率)	60	63
35~54歳	44	53	▲9	行動	65	68
55~79歳	57	60	▲3	余裕の確認	72	69
合計	47	53	▲ 6	考え方	45	49

金融広報中央委員会(2019)「金融リテラシー調査」を参考に筆者作成

5

20

25

図表 4-1 からわかるように、日本の金融知識の共通正誤問題に関する正答率は、アメリカと比較して 6%ポイント下回っている。図表 4-2 からはイギリスと比較して、共通正誤問題の正答率が下回っているほかに、望ましい金融行動や考え方の点でも差が開いていることがわかる。

10 ではなぜ、この結果が示すように施策に対して成果が十分に出ていないのか、 その問題点を本章では見ていくことにする。

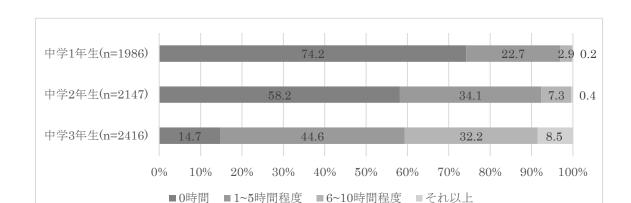
第1節 義務教育段階における問題点

前章の通り、義務教育段階での金融教育は学習指導要領の改訂に合わせ、公 15 的機関と民間企業の機会の提供でより一層の内容の充実がなされている。また、 図表 3-4(前章)から、義務教育段階の教員の多くが金融教育は必要であると考 えていることがわかった。

ではなぜ、日本は欧米諸国に知識や金融行動において遅れをとってしまっているのだろうか。まずは小学校からその問題点を見ていきたい。前章にて学習指導要領に示される主な内容を述べたが、これらから小学校段階の金融教育は、消費者としての正しい知識を身につけ、責任を持った行動ができるようになることを目的として行われている。そして各県の金融広報員会や、民間の金融機関等が講師を派遣するなどして、金融・経済の正しい知識の習得やお金やものに対する健全な価値観の養成を目的とする学習の機会が設けられている。しかし第3章の第1節で述べたように、これらの取り組みは学校側の申請がないと実施されないうえに、取り組みの現状や実績から見てもこれらの金融教育が行われる機会は少ない。この要因として、カリキュラムをこなすことで精一杯、

時間的余裕がないといった、金融教育を行う余裕がないことや教員側の知識不足があげられ、小学校段階では金融教育に対する優先度は低いのが問題点であるといえる。

次に中学校の問題点である。日本証券業協会が 2014 年に行った調査によると、教育現場では現行の教育計画に余裕がないため授業時間が不足しており、約3割の教員が金融教育を実施できていない状態であることが述べられている。次の図表 4-3 は金融経済教育を行っている年間の時間数はどの程度かを、学年ごとに時間別にグラフ化したものである。それぞれ一番多い実施時間は中学 1・2 年生で 0 時間、中学 3 年生で 1~5 時間程度という結果になっていることから、授業時間は中学 3 年間を通して十分に確保できていないことがわかる。



図表 4-3 中学校の金融教育に関する授業実施時間

15

5

10

日本証券業協会(2014)「中学校・高等学校における 金融経済教育の実態調査報告書」を参考に筆者作成

また同調査中では金融教育に関して、中学校における授業時間の確保状況について教員はどう思うかも言及されおり、この結果は「十分である(8.1%)」、「やや十分(36.2%)」、「やや不十分(45.1%)」、「不十分である(9.1%)」、「無回答(1.5%)」となっている。全体を通じて「やや不十分」とする回答が4割強と最も多く、「不十分である」と合わせると約6割と過半数を占めていることから、教員も授業時間不足を実感していることが明らかである。では、授業時間不足

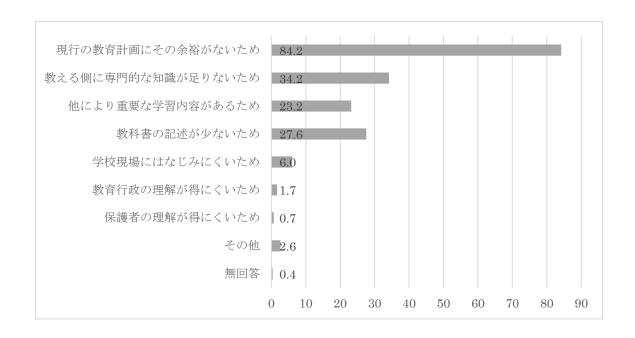
の要因はどこにあるか、その調査結果が図表 4-4 である。図表からわかるように、圧倒的に「現行の教育計画にその余裕がないため(84.2%)」が高い割合となり、次いで、「教える側に専門的な知識が足りないため(34.2%)」が要因として挙げられた。

5

15

20

図表 4-4 中学校における金融教育の授業時間不足の要因 (単位:%)



10 日本証券業協会(2014)「中学校・高等学校における 金融経済教育の実態調査報告書」を参考に筆者作成

以上から、義務教育段階における問題点は金融教育に割く授業時間が不足していること、そして金融教育についての専門的な知識が教員側に欠けていることであるといえる。

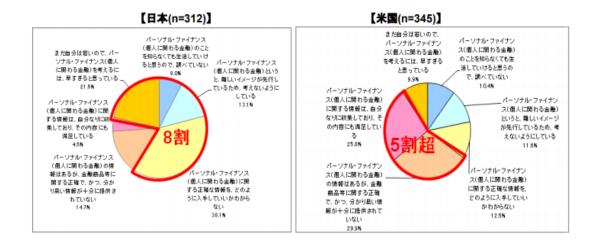
第2節 高等教育段階における問題点

高等教育段階における金融教育であるが、前章で述べたように新教育課程で金融教育をより普及させる科目「公共」が制定された。それとあわせ、金融庁や三井住友銀行などの外部団体による具体的な働きかけが行われているが、現状として十分な金融教育はなされていない。これには高等教育ならではの仕組

みが障害となっていると考えられる。文部科学省によって「公共」を含めた学習指導要領が定められているが、現実には高等学校は大学受験や就職準備の段階の学校として位置づけられることが多いため、金融教育に十分な授業時間をとることが困難である。これに対して、18歳人口のうち、大学・専門学校・高専・短大に進学するのは約8割であり、残りの2割のうち、17%は就職をしている。就職した場合には給与の管理や年金の支払い、保険など自分で資産管理をしなくてはならないし、進学した場合においても一人暮らしを始めることで金融リテラシーが必要になる場面が多くなる。このように高校生は社会人として自立をするために必要な能力を養い、生活設計や家計管理ができるようになる必要がある。高等教育段階における問題点は金融教育を実施するための授業時間の不足にあると考えて良いだろう。

次に大学段階である。大学段階においては前章にて日米の金融教育の知識に関する意識や実態で大きな差があることを述べた。自分の生活設計のために行動を起こしているかという問いに対して日本の学生は図表 4-5 の通り、「情報をどのように入手していいかわからない(38.1%)」、「考えるには早すぎる(21.5%)」、「難しいので、考えないようにしている(13.1%)」、「知らなくても生活していけるので調べていない(8.0%)」と回答し、約 8 割が金融リテラシーの「PBS」に対して、情報すら集めていない。一方米国の学生は、「分り易い情報が提供されていない(29.9%)」、「情報を収集していて、内容も満足している(25.8%)」と回答し、約 5 割が金融リテラシーの情報収集など、日本に比べて積極的に行動を起こしている学生が多い。

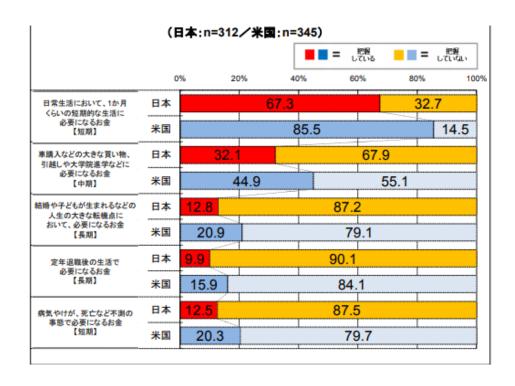
図表 4-5 「生活に対する計画を立てること、その予算や貯蓄に関する知識や情報に関し、あなたの考え方に近いものを選んでください」に対する日米それ 25 ぞれの回答



VISA(2012)「ワールドワイド」より引用

5 また日本の学生は 1 ヶ月の収支管理が甘く、約 9 割が収入は把握していると回答しているものの、支出の把握は約 7 割に留まり、収入と支出の把握の差にギャップがあることが分かった。対して米国の学生は、約 6 割が収支ともに把握していると回答した。そして日本の学生の 83.0% (259 名)、米国の学生の79.7% (275 名)が、貯金をしていると回答し、貯金方法としては、前もって貯蓄額を決める人の割合が、米国の学生が55.6%、日本の学生は37.5%と、18.1 %ポイントの差があった。さらに金融リテラシー「PBS」において、生活設計で最も重要な必要資金のプランニングが、短・中・長期いずれも低いことが図表4-6 から読み取れる。日本の学生は、米国の学生と比較して、短・中・長期のプランニングいずれの場合においても必要金額を把握していないことがわかる。

図表 4-6 プランニング:必要な金額を把握しているか



5 VISA(2012)「ワールドワイド」より引用

以上のような金融行動への関心の薄さと、大学教育における金融教育の普及率 の低さが、大学段階での問題点といえる。

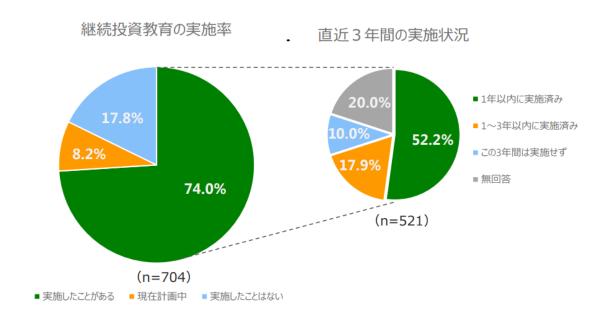
10 第3節 社会人段階における問題点

社会人段階では主だった金融教育として確定拠出年金制度と NISA を前章で挙げた。これらの制度は社会人段階で身につけるべき金融リテラシーを習得し、利用していくのに最適な制度であるといえるが、その利用率は低いのが現状である。

15 まず確定拠出年金についてだが、厚生労働省では「確定拠出年金法」の法令解釈として「継続教育は導入企業の重い責務」とされたうえ、2011年「年金確保支援法」の成立でこれが努力義務として定められ、より一層の継続教育の取り組みが求められることになったのに対し、現状として継続教育の実施率は次の図表 4-7 の通りである.

図表 4-7 企業の継続教育の実施状況

10



5 企業年金連合会(2017)「確定拠出年金実態調査結果」より引用

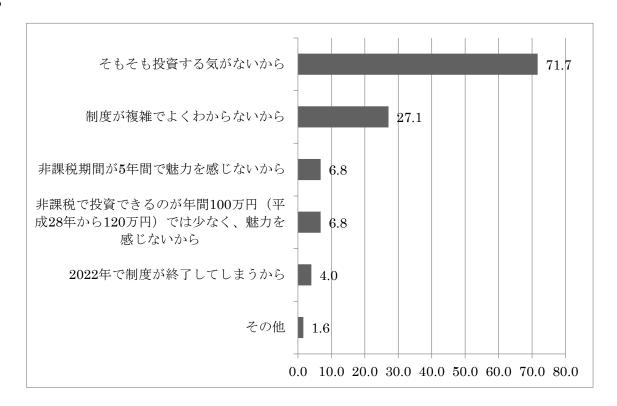
このうち、継続教育を実施しない、または実施する際の障害として「開催が 困難である」(56.3%)、「予算が取れない」(18.6%)、「教育内容が不明である」 (21.1%)、「あくまで努力義務であるから」(21.7%)という内容が挙げられた。 制度を取り入れても、継続教育が実質的に機能し、金融リテラシーの向上とし て結果が出なければ意味がない。我々は確定拠出年金制度の問題点は、この継 続教育の実施率の低さにあると考える。

次に NISA についてだが、この稼働率の低さも問題である。株式会社インテージの実施した調査において、株式や投資信託、債券といった投資性商品全般で、 「リスクが高く危険」「高度な知識が必要」「仕組みが複雑で分かりにくい」「一般の人には必要がない」とのマイナスのイメージの回答を多く得たことがわかった。これらは多くの人が株式や投資信託などの投資性商品を身近なものとは感じていないことを示している。このイメージが障害となり、NISA の口座開設意欲が低くなっているといえる。同アンケート調査結果の NISA 口座非開設者 全体において、「ぜひ~やや開設したい」を合わせた口座開設意欲のある人が 1

割程度に留まり、そのうちの口座開設意向がない理由として図表 4-8 から「そ もそも投資する気がない」が 7 割強で突出していることがわかった。

図表 4-8 NISA 口座非開設意向理由 (n=7489/単位:%)

5



株式会社インテージ(2016) 「国民の NISA 利用状況等に関するアンケート調査」を参考に作成

10

このように制度が存在していても、日本人の持つ株式や投資信託などの投資性商品へのマイナスイメージや不信感が障害となり、利用率が低いというのがNISAの問題点であるといえるだろう。

以上から、社会人段階における金融教育の問題点は、継続教育の実施率の低 15 さなどから、金融商品への根強い不信感がぬぐえず、特に長期投資や分散投資 によって株式や投資信託のリスクを低くできることが理解されておらず、制度 はあっても十分に利用者側が活用できていないことであると考えられる。

第4節 高齢者段階における問題点

5

10

15

20

2019年7月30日に厚生労働省が公表した簡易生命表によると、2018年の日本人の平均寿命は男性で81.25歳、女性で87.32歳と過去最高を更新した。このように高齢化が猛スピードで進む日本において、高齢者段階における金融リテラシー教育の拡充は必須であるといわれるが、取り組みが全く進んでいないのが現状である。

次の図表 4-9~13 は金融広報中央委員会が実施した金融リテラシー調査の結果の一部である。これらから高齢者の金融知識・判断力の特徴について見ていく。図表 4-9 からは年齢があがっていくとともに、正答率も上昇する傾向がわかり、図表 4-10 からはライフイベントに応じた金融取引(資産運用・住宅ローン)の経験を積んだ人の方が正答率は高く、金融取引の中で身に付いた「経験知」が正答率を上昇させていることが考えられる。高齢者の正答率が高いことは図表 4-11 から明らかであるが、高齢者段階においては金融リテラシーに関して2つの弱点が存在する。第1の弱点は、自己認識がない中での金融行動能力の低下である。図表 4-11をみると、70代の金融知識に関する自己評価は高いままであるが、正答率は60代から若干低下していることがわかる。このギャップ(A-B)は、海外でもみられる「自信過剰傾向」という行動バイアスである。これは高齢者が詐欺などに遭い易い要因であり、注意が必要である。第2の弱点は図表 4-12、4-13 からわかるように、金融商品を購入する際に他の金融商品と比較するという望ましい金融行動をとる人の割合が、現役世代の30~59歳に比べて高くないことである。

図表 4-9 正誤問題の正答率 (年齢層別)



図表 4-10 金融取引経験の効果

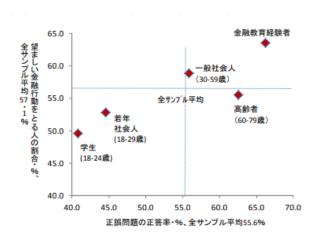
			(%)		
	全回答者		金融取引		
	正答率	経験者	経験の		
		正答率	効果		
	(A)	(B)	(B-A)		
資産運用	54.3	73.6	19.3		
住宅ローン	59.7	69.6	9.9		
生命保険	52.5	57.4	7 4.9		
金融取引の経験を積んだ人の方が正答率は高い。					

図表 4-11 客観的評価と自己評価との行動 図表 4-12 各セグメントの正答率比較

5

	客観的 評価	自己 評価	ギ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙゙゙゙	
	A	В	A-B	
18-29歳	77.2	83.8	▲ 6.6	
30代	91.9	92.3	▲ 0.4	
40代	98.0	97.3	0.8	
50代	109.2	105.2	3.9	
60代	113.8	111.2	2.6	
70代	110.4	111.0	▲ 0.5	
合計	100.0	100.0	0.0	

注) 客観的評価は「正誤問題 25 問の正答率」について、自己評価は「金融知識についての自己評価(Q17)」について、それぞれ全体の平均値を 100 とする指数化を行ったもの。



図表 4-13 高齢者の正答率と行動

(%)

		(%)
項目	全サンプル	高齢者
正答率	55.6	62.6
緊急時に備えた資金を確保している人の割合	54.9	73.3
資産運用を行う際に他の商品と比較した人の割合	63.1	61.7
生命保険加入時に他の商品と比較した人の割合	54.7	49.8
金融経済情報を月に1回もみない人の割合	37.1	28.7
近視眼的行動バイアスが強い人の割合	47.1	55.4

10

金融広報中央委員会(2016) J-Stage「金融リテラシー調査にみる高齢者の弱点・年金の認識」より引用

15 また次の図表 4-14 は、2018 年に警察庁が発表した平成 29 年の振り込め詐欺 年齢別認知件数である。この表を見ると、50 歳手前までは被害の割合が 1 割前 後に留まっているのに対し、50歳を超えると数値が一気に上昇する項目が増える。70歳以上の女性においてはオレオレ詐欺に遭った割合は 77.6%、還付金詐欺で 50.9%と非常に高い数値を示していることがわかる。つまり年齢があがるにつれ、詐欺にあう割合が圧倒的に増えているということを示している。

5

図表 4-14 振り込め詐欺年齢別認知件数(平成 29年1月~12月)

年齢	オレオレ詐欺		架空請求詐欺		融資保証金詐欺		還付金等詐欺	
	男(%)	女(%)	男(%)	女(%)	男(%)	女(%)	男(%)	女(%)
19歳以下	0.0	0.0	0.6	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
20~29歳以下	0.0	0.0	5.4	6.8	6.0	3.4	0.0	0.0
30~39歳以下	0.0	0.1	4.1	6.2	6.8	7.4	0.0	0.1
40~49歳以下	0.0	0.2	6.5	8.9	13.8	8.8	0.1	0.6
50~59歳以下	0.3	1.3	8.8	10.1	18.4	5.6	0.2	1.0
60~69歳以下	1.1	6.8	9.6	10.6	15.6	2.2	5.5	17.8
70歳以上	12.5	77.6	6.4	15.3	9.6	2.4	23.8	50.9
合計	13.9	86.1	41.3	58.7	70.2	29.8	29.6	70.4

10 警察庁(2018) 「平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況等について」より 引用

以上より、高齢者段階における問題点は自己認識と実際の金融行動の乖離であり、それゆえに引き起こる金融トラブル回避の観点等から、こうした問題点 15 への認識を高め、望ましい金融行動をとるよう促していくことが必要である。

第5章 各段階における解決策の提案

本章では、義務教育段階・高等教育段階・社会人段階・高齢者段階のそれぞれの段階において身につけるべき金融リテラシーと、金融リテラシーを身につけるために必要不可欠な金融教育の現状と課題を照らし合わせ、そこから浮かび上がった金融教育の問題点に対して、段階ごとに解決策を提案する。

第1節 義務教育段階における解決策

10

15

20

25

30

義務教育段階における問題点は、金融教育に割く授業時間の不足であり、その要因は、教える側の知識不足、そして日本における金融教育の必要性の認識に統一性がないことによる不透明さである。我々はこの問題の解決策として、教員向けのセミナーの提案をする。

教員向けのセミナーは今現在全く開催されていないわけではなく、金融広報中央委員会や金融庁などの金融団体が職員を派遣するなどして定期的に開催し、指導者の育成を進めているが、まだまだ指導できる教員が不足しているのが実情である。そこで我々は、金融団体が開催している教員向けセミナーを希望者向けではなく、参加を義務付けたセミナーとして開催すべきだと考えた。もちろん全教員がこのセミナーを受けることが理想的だが、現実的に困難なので、各地域でそれぞれ代表者を選出し、その代表者向けにまずセミナーを開催する。そしてそのセミナーで得た知識を代表者が各小・中学校の代表者に向けて伝える場を設け、金融教育のために必要な知識を伝搬させていくことによって、教員の知識不足は解消されるだろう。

教員向けのセミナーという解決策を提示したが、この解決策は教育の現場へのアプローチである。もちろん金融リテラシーを身につけるために教育の現場は必要不可欠であり、その場を改善することは金融リテラシーの向上につながるが、我々は座学だけでなく、実践することによって、個人の能力が育つと考えている。そこで実践的なアプローチとして、子ども用のデビットカードを取り入れることを提案したい。お小遣いを現金で子どもに渡すことは、限られたお金を計画的に利用する習慣が身につくという利点がある一方で、子どもがお金を何に使ったのか親が把握できないという欠点もある。子どもがお金を何に使ったのかを把握するために、最近ではクレジットカードの家族カードを持た

せるという方法もあるが、クレジットカードは利用上限まで自由に使うことが 出来るので、義務教育段階の子どもに持たせるのは得策ではないだろう。子ど も用のデビットカードはお小遣いとクレジットカード双方の利点を併せ持って いて、親が使用限額や、カードの使用可能店舗を指定することが出来る。今後 さらにキャッシュレス化が進むことが予想されるので、義務教育段階からデビ ットカードの扱いに慣れることもでき、子ども用のデビットカードは金融リテ ラシーを向上させるだろう。

第2節 高等教育段階における解決策

5

10 高校段階における問題点は、高校は大学受験や就職準備の段階として位置づ けられているために、金融教育に十分な授業時間を割くことが困難であること だ。新教育課程で公共という新しい科目が制定され、消費者の行動の在り方を 学びつつ、金融を通した経済活動について学ぶことが出来るが、我々は不十分 だと考えている。18歳人口のうち、約2割が就職するが、就職した場合には給 15 与の管理や年金の支払い、保険など自分で資産管理をする必要があり、進学し た場合も高校段階よりも管理する額が大きくなり、より金融リテラシーが必要 になる場面が多くなるだろう。したがって我々は、高校段階は公共もしくは家 庭科の時間を使って、より実践的な内容を扱うことを提案する。具体的には確 定拠出年金やNISAの必要性について取り扱うべきだ。上述したように、高等学 20 校を卒業して就職する人は資産管理をする必要があり、確定拠出年金やNISAに 関する知識が必要とされる。高校段階であらかじめ知識を蓄えておくことは重 要であると言えるだろう。それに加えて、我々は公共と家庭科を受験科目に組 み込むことを推奨する。18歳人口のうち、約8割が進学するが、進学を望む学 生にとって、受験科目以外の科目に満足な勉強時間を確保できないという事情 25 がある。そこで公共や家庭科を受験科目に組み込めば、意欲的に取り組む学生 も増えるだろう。具体的にどのように組み込むかだが、経済学部の受験科目に 組み込むのが現実的だと考えている。経済学部に進学する学生は、大学で他の 学部に進学する学生よりも金融リテラシーを学ぶ機会も多いので、公共や家庭 科が受験科目に組み込まれるのは不自然なことではなく、金融リテラシーを向 30 上させるアプローチである。

義務教育段階でも述べたが、我々は座学の必要性を理解しつつも、実践こそが個人の能力を育てると考えている。そこで推奨したいのがジュニア NISA だ。ジュニア NISA は子ども本人の名義で資産を運用できる仕組みで、実際に投資運用や口座管理するのは親権者だが、経済感覚や投資運用のバランスを身につけることが出来、金融リテラシーを身につけるために最適な仕組みであると言える。

大学段階における問題点として前章で、金融行動への関心の薄さと、大学教育における金融教育の普及率の低さを挙げたが、我々は家計簿アプリを推奨する。前章で述べたように、日本の学生はアメリカに比べて収支管理が甘い。家計簿アプリは学生の収支管理能力を引き上げる役割を担いつつ、わざわざノートや紙に書いて家計簿をつける必要もなく、手軽で扱いやすいという特徴がある。家計簿アプリは Moneytree 社や MoneyForward 社などが手掛けており、無料でインストールすることが出来るが、特に MoneyForward 社の家計簿アプリは、アプリのカメラでレシートを撮影するだけで、細かい内訳が作成されるなど家計簿や資産管理を手軽に行えるので、学生の金融行動の実践の場として最適であると言えるだろう。

大学生の金融リテラシーの低さの問題は、その前段階である義務教育段階と高等教育段階における金融教育でかなり解決されると考えている。我々が提案する高等教育段階の金融教育は、高等学校を卒業した後就職する人が自分で資産管理が出来るようにする教育なので、それが上手くいけば大学に進学する学生もすでに社会人段階に必要な金融リテラシーが身についているはずである。したがって大学段階では、大学で金融教育を受け金融リテラシーを身につけるのではなく、上述の家計簿アプリを使用したり、株式投資や FX に触れたりして、実践的な金融リテラシーを養うべきである。

25

30

10

15

20

第3節 社会人段階における解決策

社会人段階における問題点は、確定拠出年金や NISA に関する経済投資教育の実施率の低さ、そしてそれらの制度を十分に活用できていない利用者の多さである。確定拠出年金や NISA に関する知識を身につけるための対策として、企業が社員を対象にしたセミナーを開催することが挙げられる。確定拠出年金や

NISA の説明をする講師派遣を行っている団体は数多く存在し、義務教育団体や高等学校団体と比較しても、指導者不足という障害は存在しない。東京証券取引所など無料で講師派遣を行っている団体がいくつか存在し、予算の問題もそれほど大きな障害とは言えないだろう。しかし、企業にとってセミナーを開催する利点が少なく、開催の意欲がないというのが実情だ。そこで我々は、個人型確定拠出年金 iDeco・NISA とマイナンバーカードのマイナポイント制度との連携を解決策として提案する。

5

マイナポイント制度とは、2020年10月からスタートする制度である。マイ ンナンバーカードは顔写真付きの IC チップ内蔵カードであり、インターネッ 10 ト上で電子署名やユーザー認証を行うことのできる電子証明書として使えると いう特徴があるが、その特徴を利用してマイナンバーカードをポイントカード として利用しようというのがマイナポイント制度である。マイナポイント制度 は、民間の QR コード決済などのキャッシュレス決済手段にマイナンバーカー ド保有者がチャージした時、国がポイントを上乗せするというものだが、これ 15 と iDeco・NISA を連携させようというのが我々の提案であり、iDeco や NISA で 投資した額の1パーセントのマイナポイントを付与することによって、加入者 を増やし、積極的に投資を行うように促そうということだ。なぜマイナポイン ト制度との連携を提案するのかというと、今後さらにキャッシュレス化が進む ことが予想されること、そして実際に iDeco や NISA に触れて実際に自分で投 20 資したり運用したりすることが一番の金融教育であることの2点が理由として 挙げられる。経済産業省によると、日本では現在キャッシュレス化の普及率は 約 18 パーセントに留まっているが、キャッシュレス化が最も進んでいる韓国 の普及率は約 90 パーセントにも及び、日本もキャッシュレス化が進むと予想 され、PayPay などのスマホ決済アプリも台頭し始めている。その中でも、マイ 25 ナポイント制度は国が主導しており、信頼度も高いので安心して加入すること が出来るだろう。そして一度加入して運用を始めれば、投資や運用の知識も自 然と身につき、社会人段階に必要な金融リテラシーを手にすることが出来ると 我々は考えている。義務教育段階・高等教育段階の際にも言及したが、実践は 金融リテラシーを手にする最良の方法であり、一番の金融教育である。特に社 会人段階の金融教育は投資家教育でもあり、企業が専門家を招いてセミナーを 30

開催することは稀であることから、マイナポイント制度との連携は社会人段階 の解決策として最良であると我々は考えている。

iDeco・NISA とマイナポイント制度を連携させる提案で課題になることは、 ポイント付与のための費用が大きいということだ。iDeco・NISA に投資した額 の1パーセントをポイントとして付与すると、実際にどれほどの財源が必要な 5 のかを検証する。まずは加入者がより多い NISA にどれほどの費用がかかるか だが、2014年から 2019年までの 6年間で NISA 口座における買い付け額の総額 は約17兆円である。つまり年間3兆円弱がNISA口座で買付されていて、これ に 1 パーセントのポイントを付与するので、NISA のポイント付与のために 300 10 億円弱が費用として必要になる。次に iDeco だが、iDeco は加入者が約 100 万 人で、会社員は企業型確定拠出年金に加入しているかどうかで違いはあるが、 年間約20万円が上限になるので、iDecoのポイント付与のために必要な費用は 約 20 億円である。したがって NISA と iDeco を合計すると、約 300 億円が財源 として必要になる。300 億円は莫大な費用のように思えるが、現状で公的年金 給付額に50兆円以上を費やしていることを考えると、300億円はその0.1パー 15 セント以下でしかない。日本国民が積極的に投資を行い、金融リテラシーが向 上することを考慮すれば、iDeco・NISA とマイナポイント制度の連携は決して 非現実的な提案ではないだろう。

20 第4節 高齢者段階における解決策

25

30

高齢者段階の問題点としては、自己認識と実際の金融行動の乖離であり、それによって金融トラブルに巻き込まれることである。現在、高齢者は金融トラブルに多く巻き込まれているので、警察や金融庁をはじめとした各省庁、そして NPO などが高齢者の金融トラブル防止のために様々なアプローチを行っているが、我々は問題の解決策として、高齢者向けのセミナーを開催することを提案する。警察や省庁、NPO が連携してセミナーを企画し、高齢者の行動範囲を考え、市役所や公民館といった比較的身近な場所で開催する。この提案の課題はどのようにして高齢者をセミナーに参加させるかという点だ。自ら金融リテラシー向上のために金融教育を受けに来てくれる人はそれでいいが、上述のように高齢者は自己認識と実際の金融行動の乖離が見受けられ、金融教育を受け

にくる必要性を感じていない人が多数派だろう。そこで高齢者にセミナーを受けに来てもらうための方法として、娯楽との連携、そしてマイナポイント制度の連携を提案する。

娯楽と連携させることによって、高齢者に楽しみながら金融教育を受けてもらう。もちろん高齢者に興味を持ってもらう必要があるので、高齢者の気を引く娯楽を提供する必要がある。そこで我々が考えたのがハイキングだ。例えば、いくつかのチェックポイントを設け、そこで金融に関する問題を出す。その問題の答えを組み合わせ、なぞなぞの要領でゴールを導き出し、そこを目指してハイキングをしてもらうといった具合だ。ハイキングを選んだ理由は、健康志10 向の人にも興味をもってもらう狙いがあったからだが、ハイキングに限らずゲートボールや将棋、ラジオ体操などを金融教育と連携させ、一定期間ごとにイベントを計画して金融リテラシーを身につけてもらう。イベントだけでなく普通のセミナーも週1程度開催し、その内容を理解できているかどうかをイベントの中で確認していくのが最も効率的かつ合理的であるだろう。

もう一つは社会人段階と同じ方法で、マイナポイント制度と金融教育を連携させる。セミナーに参加するたびにポイントが溜まっていくといった具合だ。ここで重要なのが、ポイントを得るためにセミナーに参加しているだけという状態を防ぐために、簡単な筆記の確認テストを行い、金融リテラシーをしっかりと身につけてもらう。マイナポイント制度と連携させることの狙いは、特典があるとセミナーに参加する意欲が増すこと、そしてキャッシュレス化に慣れてもらうことが挙げられる。再三言及してきたが、実践することで金融リテラシーはより身についていく。キャッシュレス化が進むことが予想されるので、高齢者もキャッシュレス化に順応して行く必要がある。その扱い方を知ってもらおうということだ。娯楽、そしてマイナポイント制度と金融教育の連携は高齢者の金融リテラシーを高め、金融トラブルに巻き込まれる可能性を引き下げるアプローチであると考えている。

最後に超高齢者や認知症の人について言及する。超高齢者や認知症の人は学生や社会人、健常な高齢者と同様にセミナーを受けてもらったり、実際に投資をしてもらったりして金融リテラシーを身につけることは現実的に不可能であると言えるだろう。超高齢者や認知症の人が金融トラブルに巻き込まれないた

めには、老人ホームの看護師や親族などがサポートをするほかない。超高齢者や認知症の人が金融教育を受けられないならば、その代わりに周囲の人が金融リテラシーを身につけていなければならない。我々は金融教育を受けるのが困難な人の代わりに、周囲の人が金融リテラシーを身につけ、超高齢者や認知症の人をサポートできる環境を整えることも高齢者段階の金融教育に分類されると考えている。

終わりに

5

15

20

25

30

第1章では、金融教育の定義付けをした後、金融教育で身につける金融リテラシーの定義をし、金融教育の必要性を「2000 万円問題」や「金融トラブル」と絡めて明示した。そして金融教育による金融リテラシーの向上は、良い暮らし(well-being)の獲得につながると位置付けた。

次に、第2章では前章を踏まえ、金融教育の在り方の指針・理想として金融 広報中央委員会が発表している金融リテラシー・マップを参考に、各段階で身 につけるべき金融リテラシーをそれぞれ義務教育段階・高等教育段階・社会人 段階・高齢者段階に分けて述べた。

10 そして第3章では、日本の金融教育の現状と課題について、第2章の内容と 金融先進国であるアメリカ・イギリスの現状と比較しながら説明した。

第4章では、各段階において身につけるべき金融リテラシーと、金融教育の現状と課題とを照らし合わせ、そこから浮かび上がった日本の金融教育の問題点について各段階別に述べた。ここでは義務教育段階の問題点として金融教育の授業数の不足と教員の金融教育に関する知識不足を、高等教育段階の問題点として金融行動への関心の薄さと、大学の金融教育の普及率の低さを挙げた。また社会人段階の問題点として、継続教育の実施率の低さなどから、金融商品への根強い不信感がぬぐえず、特に長期投資や分散投資によって株式や投資信託のリスクを低くすることができるようになることが理解されていないために、制度はあるものの十分に利用者側が活用できていないこと、そして高齢者段階の問題点として自己認識と実際の金融行動の乖離を挙げた。

そして第5章では、第4章の問題点を踏まえ、それに対する解決策を各段階で提言した。本論において我々は、正しい知識を身につけるためのセミナーの開催などはもちろんのこと、これら座学での教育に全てを任せるだけでなく、実践での金融教育の充実をしていくことの重要性を強く主張した。

最後に、お金は我々が生活を営んでいくうえで、切っても切り離せないものである。そのお金を生涯に渡って扱っていくには、お金とはどのようなものであるかをしっかりと学生段階から理解する必要がある。そしてその理解を深め、活用していくための各ライフステージにあわせた適切な金融教育が必要不可欠である。しかし本論で見てきたように、各ライフステージによって生活仕様は

様々であるうえ必要とされる金融リテラシーも違う。それぞれのライフステージにあわせた方法で、金融リテラシーを身につけ、投資と向き合うことのできる仕組み・環境を政府と民間企業が協力してつくり、それを提供された個々人が上手に活用することで、日本国民の金融リテラシーはさらに向上していくだろう。また長期分散投資という観点で、早い段階から先を見据えた運用計画をたてることも忘れないでおきたい。以上を踏まえ、適切な金融教育のもとで身についた金融リテラシーは、各ライフステージにおいてどんな金融関連の選択を求められたとしても、適切な選択に導いてくれるものであると考える。

あわせて近年、日本は少子高齢化をはじめ人口減少などの経済社会環境の変化、低金利環境の長期化等により、金融を巡る環境は大きく変化している。個人の金融リテラシーの低さが社会全体に負の影響を与えるという認識が広まり、金融教育を通して個人の金融リテラシーをいかに向上させ、投資に向き合わせていくかが重要な課題であると言われている。我々の提言がこれからの金融教育の発展に役立ち、個人、そして日本の金融リテラシーの向上に貢献することを切に願い、総括とする。

参考文献

<論文・刊行物など>

- ・ 阿部圭司・小澤伸雄(2015)『ファイナンシャル・リテラシー-知っておきたい「お金」の知識と付き合い方』同友館.
- 5 ・ 加納正雄(2007)「アメリカの NCEE と日本の経済教育の比較研究-金融教育 に関して-」 滋賀大学教育学部紀要. I 2007 57 pp.113-124
 - ・ 鎌田浩子 (2015)「イギリスにおける金融教育」『北海道教育大学釧路校研究 紀要』北海道教育大学 pp. 41-46
- ・ 金融広報中央委員会 (2008)「金融イノベーションの進展と米国における金 10 融教育の動向―サブプライム問題発生後の状況」
 - ・ 金融広報中央委員会・福原敏恭 (2010)「グローバルに拡大する金融教育ニーズと英国における金融教育の動向―ポスト・クライシスの金融教育に向けて」
 - ・ 金融広報中央委員会・竹内俊久(2011)「学校における金融教育の重要性について」
 - ・ 金融広報中央委員会(2016)「金融リテラシー・マップ -2015 年改訂版」
 - ・ 金融広報中央委員会(2019)「金融リテラシー調査」
 - ・ <ホームページ>

- ・ 伊藤宏一(2012)「金融教育をめぐる国内外の状況と課題-『金融知識』から『消費者市民としての金融行動』へー」
 〈https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/gijiroku/20121108/04.pdf>2019 年10月23日アクセス
- 株式会社インテージ(2016)「国民の NISA 利用状況等に関するアンケート調査」 https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20161021-1/01.pdf> 2019 年 10 月 23 日アクセス
 - 企業年金連合会(2017)「確定拠出年金実態調査結果」
 https://pfa.or.jp/activity/tokei/files/dc_chosa_kessan2017_1.pdf>2
 019年10月23日アクセス
- 30 ・ 金融広報中央委員会「知るぽると」

- 2019年10月23日アクセス">https://www.shiruporuto.jp/public/>2019年10月23日アクセス
- ・ 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二世帯以上調査〕」
 〈https://www.shiruporuto.jp/public/data/movie/yoron/>2019 年 10 月 23
 日アクセス
- ・ 金融広報中央委員会「学校における金融教育の重要性について」
 〈http://www3.boj.or.jp/asahikawa/action/pdf_education/2011ksemina2.
 pdf>2019 年 10 月 23 日アクセス
 - ・ 金融広報中央委員会 J-Stage「金融リテラシー調査にみる高齢者の弱点・年 金の認識」
- 10 〈https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenkinkenkyu/4/0/4_14/_pdf〉20 19 年 10 月 23 日アクセス
 - 金融庁 「金融教育における国際比較」
 https://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/singi/f-20050524-1/02.pdf>2019年 10月 23日アクセス
- - 金融庁「NISA・ジュニア NISA の利用状況調査」
 https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20190920/01.pdf>2019年10月23日アクセス
 - 金融庁 「つみたて NISA の概要」
 https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/overview/index.
 https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/overview/index.
 httml>2019 年 10 月 23 日アクセス
 - ・ 金融庁 「高齢社会における金融サービスのあり方」
- 25 〈https://www.fsa.go.jp/policy/koureisyakai/chuukan_torimatome/chuuk an_torimatome.pdf>2019 年 10 月 23 日アクセス
 - ・ 金融庁金融審議会「市場ワーキング・グループ報告書『高齢社会における資産形成・管理』」
 - https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190603/01.pdf>2019
- 30 年 10 月 23 日アクセス

- 経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」
 https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-
 1. pdf>2019 年 10 月 23 日アクセス
- ・ 警察庁「平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況について」
- 5 〈https://www.npa.go.jp/news/release/2019/20190213002.html> 2019 年 10 月 23 日アクセス
 - ・ 厚生労働省 「確定拠出年金制度」
 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html 2019 年 10 月 23 日アクセス
- ・ 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」
 〈https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000360624.pdf〉2019 年 10 月 23 日アクセス
 - 財務省「国の支出・収支の内訳は?」
 https://www.mof.go.jp/zaisei/matome/thinkzaisei01.html>2019年10月23日アクセス
 - ・ 消費者庁「令和元年度消費者白書」
 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/pdf/2019_whitepaper_all.pdf> 2019 年 10 月 23 日アクセス
 - ・ 全国銀行協会 「金融経済教育の一層の充実に向けて」

15

- 20 〈https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news200229_1.pdf〉20 19年10月23日アクセス
 - ・ 日本証券業協会 「中学校・高等学校における金融経済教育の実態調査報告 書」
 - http://www.jsda.or.jp/about/kaigi/chousa/kenkyukai/content/jittai
 rep. pdf>2019 年 10 月 23 日アクセス
 - 野村グループ 「金融・経済教育の普及」
 https://www.nomuraholdings.com/jp/csr/society/education.html>2019年10月23日アクセス
 - ビザ・ワールドワイド 2012 年 4 月 24 日
- 30 http://www.practicalmoneyskills.jp/downloads/20120424-Japan-

Press_Release_FL_Univ_Survey.pdf> 2019 年 10 月 23 日アクセス

- 三井住友銀行 「金融経済教育への取組」
 https://www.smbc.co.jp/aboutus/sustainability/next_generation/education.html> 2019 年 10 月 23 日アクセス
- 文部科学省 「学校教育における金融経済教育の状況」
 〈https://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/gijiroku/20130129/05.pdf〉2019 年 10月23日アクセス

- 文部科学省 「文部科学省における金融経済教育の取組について」
 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kondankai/dai04/siryou7.pd
 f>2019年10月23日アクセス
- 文部科学省「文部科学省における消費者教育の取組について」
 https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/meeting_001/pdf/meeting_001_180419_0014.pdf>201
 9年10月23日アクセス
- りそな銀行「確定拠出年金をはじめよう!」
 https://www.resona-tb.co.jp/401k/begin/upper-limit.html> 2019 年 10月 23日アクセス
- ・金融庁 「NISA(一般・つみたて)の現状」 https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20180702-1/01.pdf> 2019年10月 20 23日アクセス